

個人事業者等に対する安全衛生対策の在り方について

2022年9月26日

日建連（本多）

1. 個人事業者等の特性、実情把握に基づく対策の立案

- (1) 一人親方など個人事業者等は、基本的には自らが単独で一つの工事を完結できる能力を有しており、他者の指揮命令の下で労務提供を行っているわけではなく自らが単独で一つの工事を完結できる。
- (2) 一人親方等の災害は木造建築や小規模な内装・設備工事で多発しており、不安全行動が背景となっている場合が多い。小規模・零細な事業者が置かれている実情や災害発生状況を把握した上で、総合的で効果的な施策の検討が求められる。
- (3) 個人事業者等の災害発生状況や災害事例については、特に個人事業者等自身だけでは災害の防止が困難だった事案の場合、誰がいかなる措置を講じるべきであったのかを可能な範囲で明らかにする必要がある。

2. 自主的な取組みの促進、前提条件のない幅広い検討

- (1) 建設業の場合には、厚労省は建設事業者に対して法令遵守を求めるだけではなく、様々な通達やガイドラインを示して建設事業者の自主的な取り組みを促し、それが有効に機能して建設現場の安全が保たれている。
【別添：建設業における総合的労働災害防止対策(基本的考え方,実施主体別実施事項)】
- (2) 個人事業者等の多くを占める建設作業従事者とそれ以外の作業に従事する者では、災害発生状況や課題に大きな乖離があることは明らかである。その意味では、各業種の特性や実情等を考慮の上で、行政が事業者等に求める措置について業種ごとに通達やガイドライン等で示し、事業者等の自主的な取組みを促すことを基本としていくことが最も望ましい。
- (3) 法令改正は、あくまでも個人事業者等に対する保護措置を検討していく際の一つの手法と位置付けるものであり、本検討会においては、前提条件のない幅広な検討をしていくことが求められている。
- (4) 殆どがヒューマンエラーに起因しているため、たとえ法令を改正し事業者規制を強化したとしても災害の減少に直接繋がるとは思えない。法令改正は、事業者等に対して罰則を背景に実施を強制すべき事項があると判断された場合のみ検討していく方針とすべきである。

3. 特別規制(特定元方)の存在、地に足の着いた議論

- (1) 安衛法第30条は建設業と造船業のみを対象とした特別規制だが、元請事業者に対して日々の現場巡視等の措置義務を課している。建設業界では現場巡視の際はもとより、そもそも労働者と一人親方等を区別して安全対策に差を設けるような対応は行っておらず、工事現場で稼働する全ての者の安全を確保するという意識をもって日頃から安全管理の充実に努めている。
- また、建設業と造船業では、関係請負人が行う安全教育についても元請が指導・援助を行っているなど元請が現場の安全管理に積極的に関与している。
- (2) 法令改正の議論が不可避であれば、建設業については別途、工事現場の実情に明るい参集者で構成されるWGを設けた上で、例えば一人親方等の災害が多発している木造建築業界からヒアリングを行って実情把握を進めていくなど、地に足の着いた十分な検討を行う必要がある。

4. 真に適正な工期設定、建設業界の枠を超えた改善

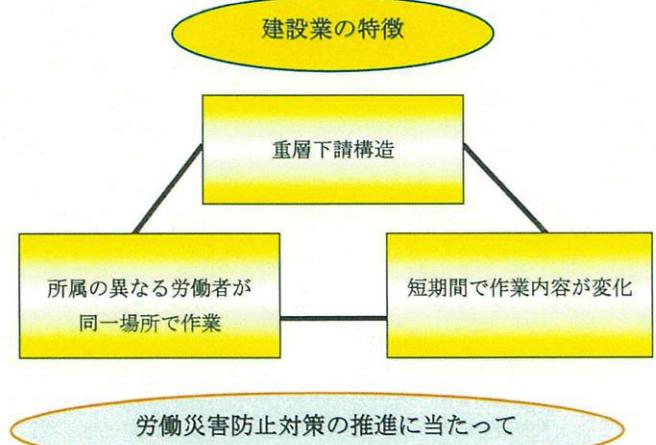
- (1) 労働災害防止の基本となる適正な工期設定について、国土交通省が改正建設業法において発注者に対する勧告や社名公表の規定が盛り込んだこと、及び厚生労働省幹部が発注者として改善が必要と認識していることから、今回検討会の論点1「個人事業者自身、注文者等による対策」のアウトプットでは、発注者に対する一定の規制を明確化することが求められる。
- 【別添：建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン、建設業法第19条】
- (2) 2024年4月から建設業等に適用する時間外労働の上限規制は、建設業の場合、工期が問題になっている。適正工期へのガイドラインもあり、業界だけでなく民間工事の発注者も含めて適正工期の改善が必要である。

以上

建設業における総合的労働災害防止対策の基本的考え方

建設業の特徴は重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業する形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、工事現場を管理する本店、支店、営業所等が的確に指導・援助を行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者、労働基準行政が一体となって、総合的に推進することとしています。

また、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施と、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進し、自主的な安全衛生活動を活性化させることにより、工事現場における安全衛生水準の向上を図ります。



工事現場において 元方事業者による統括管理	工事現場を管理する本店、支店、営業所等の工事現場への的確な指導・援助
危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）と、その結果に基づく措置の実施	事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進

区分	実施事項
工事現場	<ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく現場における安全衛生方針（工事安全衛生方針）の表明 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施事項の決定 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善 工事用機械設備の点検等による安全性の確保 安全な施工方法の採用 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示 土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施 関係請負人が現場に持ち込む機械設備の安全化への指導及び有資格者の把握 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等 関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等 現場作業者に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
元方事業者	<ol style="list-style-type: none"> マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進 施工計画時の事前審査体制の確立 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導 工事用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し 下請協力会の活動に対する指導援助 災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等 各種安全衛生情報の提供
店社（本支店・営業所等）	<ol style="list-style-type: none"> 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項 <ol style="list-style-type: none"> 個別工事間の連絡及び調整 工事全体の災害防止協議会の設置 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

区分	実施事項
発注者	<ol style="list-style-type: none"> 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項 <ol style="list-style-type: none"> 個別工事間の連絡及び調整 工事全体の災害防止協議会の設置 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

建設業における労働災害を防止するため 事業者が講すべき措置

1 基本的事項

(1) 工事の計画段階における安全衛生の確保

工事施工前に、仕事の工程、機械設備等について、安全衛生面から事前の評価を行うことが重要であり、労働安全衛生法第88条の計画の届出の対象の工事はもとより、対象とならないものについても、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置を実施すること。このため、企業内の事前評価体制を確立するとともに、当該工事の計画作成に参画する有資格者等の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。

(2) 安全衛生管理体制の整備等

ア) 元方事業者の実施事項

元方事業者においては、平成7年4月21日付け基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針について」により、工事現場の安全衛生管理を行うこと。特に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店舗安全衛生管理者等の選任、これらの者の責任と権限の明確化及び職務の励行等、統括安全衛生管理体制を確立すること。また、店舗及び関係請負人と連携して、工事現場の危険性又は有害性等の調査等を実施するとともに、元方事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生活動を展開すること。

イ) 関係請負人の実施事項

工事を直接施工する関係請負人においては、元方事業者との連携を強化し、統括安全衛生責任者との連絡等安全衛生責任者の職務の徹底を図ること等により元方事業者の講ずる措置に応じた適切な措置を講ずること。



(3) 工事用機械設備に係る安全性の確保

ア) 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施

工事用機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報を活用して危険性又は有害性等の調査等を行い、適切な安全方策を検討すること。さらに、安全装置が機能しない状態で使用することのないよう法令に定められた適正な方法による作業を行い、定期自主検査、作業開始前点検等を適正に実施すること。

イ) 仮設用設備に係る安全性の確保

足場、型枠支保工等の仮設設備は、計画段階から安全面についての十分な検討を行い、これに基づき施工を行うことにより適正な構造要件を確保するとともに、施工中においても適宜点検、整備を励行すること。

ウ) リース業者等に係る措置の充実

リース業者が貸与する機械設備は、リース業者の責任において、当該機械設備の点検整備等の管理を行い、貸与を受けた事業者においても十分なチェックを行う体制を整備すること。

エ) 技術基準等の活用

最低基準としての法令の遵守はもとより、工事用機械設備に係る各種技術基準を活用すること。

(4) 適正な方法による作業の実施

作業主任者、職長等の直接指揮の下、適正な方法により作業を実施すること。

(5) 安全衛生教育等の推進

- ア) 労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく能力向上教育に関する指針等に基づき、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。
- イ) 上記の安全衛生教育の実施に関しては、基本的に本店、支店、営業所等の段階で安全衛生教育を計画的に実施すること。また、元方事業者においては、関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導・援助を徹底すること。
- ウ) 元方事業者は、関係請負人が新たに工事現場に就労する労働者に対して新規入場者教育を行う場合においては、適切な資料、場所の提供等を行うこと。この場合、必要に応じ、元方事業者が自ら新規入場者教育を行うこと。

(6) 労働衛生対策の徹底

- ア) 労働衛生管理体制の整備等基本的対策の促進
- 建設業における労働衛生対策については、次に示す各通達に留意し、①労働衛生管理体制の整備、②作業環境管理、③作業管理、④健康管理、⑤労働衛生教育、の実施を促進すること。

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について」

H.9.3.25 基発第197号

「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」

H.10.6.1 基発第329号

「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」 H.10.12.22 基安発第34号

「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」 H.12.12.26 基発第768号の2

「第6次粉じん障害防止総合対策の推進について」 H.15.5.29 基発第0529004号

「防じんマスクの選択、使用等について」 H.17.2.7 基発第0207006号

「防毒マスクの選択、使用等について」 H.17.2.7 基発第027007号

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」

H.17.3.31 基発第0331017号

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」 H.18.3.17 基発第0317008号

イ) アスベストばく露防止対策

アスベスト含有建材を使用した建築物解体等の作業を行う事業者は、計画届又は作業届の適切な届出を行い、石綿障害予防規則に基づき次の対策を徹底すること。

- ① 建築物等についてアスベスト等の使用の有無の事前調査
- ② 作業計画の作成及びその遵守
- ③ 吹き付けられたアスベスト等の除去を行う作業場所の確実な隔離措置
- ④ アスベストが使用されている保温剤等の除去に係る立入禁止等の措置
- ⑤ アスベスト等の切断等の作業に係る潤滑化の措置
- ⑥ 呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の適切な使用及び管理
- ⑦ 石綿作業主任者の選任と職務の励行
- ⑧ 特別教育の実施



(7) 建設業附属寄宿舎

建設業附属寄宿舎については、安全衛生の確保はもとより寄宿舎に寄宿する労働者の福祉の向上のため広く住環境の整備を行うこと。

(8) 出稼労働者の労働条件確保

出稼労働者の労働条件の確保については、平成3年11月21日付け基発第657号「出稼労働者対策要綱の改正について」に基づき必要な措置を講ずること。

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン



(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。
- 発注者を所管する省庁を含む関係省庁連絡会議にて申し合わせ。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不適当な工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダントン」を行わない。
- 予定期間内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の待遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

改正建設業法における工期の適正化に関する規定



◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

令和元年9月施行

注文者

実施を勧告

令和2年10月施行

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

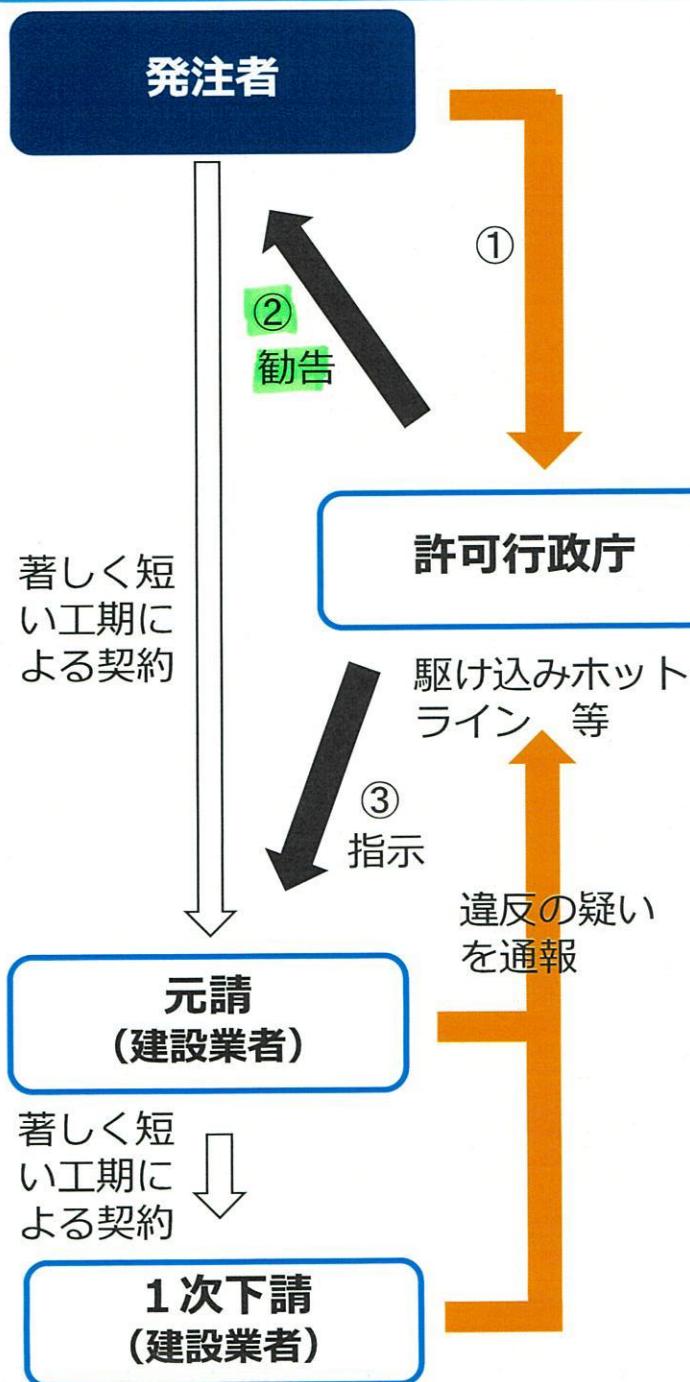
第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 國土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、國土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能